

民間児童育成会監査実施要領

令和元年5月31日子ども未来局長決裁

(目的)

第1条 留守家庭児童の放課後の健全育成を図るために交付される助成金に基づく民間児童育成会育成委員会に対する助成金の執行状況について、札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱第22条の規定に基づく監査を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(監査対象)

第2条 監査の対象は、札幌市放課後児童健全育成事業助成金交付要綱第2条の規定に基づく助成金の交付を受けている民間児童育成会育成委員会（以下「育成委員会」という。）が運営する民間児童育成会（以下「育成会」という。）とし、監査の実施は、札幌市の事業計画において毎年度定める。

(監査の実施)

- 第3条** 監査は、通常監査、臨時監査及び特別監査とし、特別監査を除き、毎年6月から2月までの間に行う。
- 通常監査は、前条に規定する一つの育成会に対して、概ね3年に1回のサイクルで定期的実施する。
 - 臨時監査は、前年度に実施した通常監査において、引き続き、継続して状況確認を要する育成会及び前年度の収支決算書の内容について帳簿等を確認する必要がある育成会、並びに前年度に新たに登録した育成会に対し実施する。
 - 特別監査は、前年度末又は年度の途中で解散した育成会に対し、解散後2ヵ月以内に実施する。

(監査の範囲等)

- 第4条** 監査の範囲は、監査を実施する年度の前年度における助成金に係る出納事務とこれに付随する事務及び札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱に定める設置基準に基づく運営の実施状況とし、別表1に掲げる書類等を対象に、別表2に掲げる監査項目一覧（例示）の内容を確認する。
- 育成会は、決算書類及び別表1に掲げる書類を常時保管し、監査実施の際に、札幌市から当該書類の提示

を求められたとき、それに応じなければならない。

(監査の立会人)

第5条 育成会は、監査には、育成会の代表者や会計担当者などの育成委員会委員及び指導員、合わせて2名以上が立会うものとする。ただし、指導員のための立会では、監査を実施することができない。

(監査の実施場所)

第6条 監査は、育成会が設置されている施設で実施する。

2 委員会が指定する場合又は前項の施設での実施が困難な場合は、別の場所で行うことができる。

(監査従事者の指定等)

第7条 札幌市は、子ども未来局子ども企画課職員を監査従事者として指定し、その者に監査を実施させるものとする。

2 前項の従事者が監査に従事できない場合又は従事させることができない場合のほか、特に必要と認める場合は、別に従事者を指名し、監査を実施するものとする。

(監査報告)

第8条 札幌市は、監査終了後に様式1（監査結果総括表）による監査結果の報告に基づき、育成会に対し様式2（監査結果通知）により、結果と指摘・指示事項について通知するものとする。

(監査結果に基づく指摘・指示に対する回答)

第8条の2 育成会は、前条第1項の指摘・指示事項について、札幌市が指定する期限までに回答しなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、監査の実施に関して必要な事項は、その都度札幌市が定める。

附 則

この要領は、令和元年5月31日から施行する。